

2026 年 4 月 30 日

都道府県知事 殿

病院名 富山赤十字病院

開設者 日本赤十字社 社長 清家 篤

## 臨床研修病院変更届出書

医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号）第 8 条の規定に基づき、以下のとおり変更があったので届け出ます。

## 変更があった事項

- ①募集定員
- ②救急部門の研修期間
- ③外科の必須研修期間
- ④富山まちなか病院を臨床研修協力施設に追加
- ⑤プログラム番号

## 変更の内容

## ①募集定員

変更前：6 名

変更後：7 名（令和 9 年 4 月 1 日付変更）

## ②救急部門の研修期間

変更前：富山赤十字病院での研修期間 4 週

変更後：富山赤十字病院での研修期間 12 週（令和 9 年 4 月 1 日付変更）

輪番日当直を救急並行研修として認めておらず、必ず協力施設にて救急科研修を 8 週以上行う必要があった。プログラム変更後は、4 週以上のまとまった研修を行った上で残りの 8 週については、富山赤十字病院での約 4 回/月の輪番日当直を並行研修として実施することを認めることとする。

## ③外科の必須研修期間

変更前：富山赤十字病院での研修期間 4 週

変更後：富山赤十字病院での研修期間 8 週（令和 9 年 4 月 1 日付変更）

多様な外科系疾患の経験を通して、幅広い手術・外科処置の能力を養うため、外科系研修対象科を拡大した上で、必須研修期間を 2 カ月とする。

④富山まちなか病院を臨床研修協力施設に追加

現在、基幹型臨床研修病院（富山赤十字病院）のみで一般外来研修を行っているが、最低限の研修機会しか提供できない状況である。全ての研修医に対し、希望に応じた十分な一般外来研修の機会を早急に確保する必要があるため、プログラム番号030320606に該当する研修医に対しても、令和9年4月1日より本変更を適用させていただきたい。

変更前：地域医療

（富山西総合病院、不二越病院、前川クリニック、富山市まちなか診療所、富山赤十字訪問看護ステーション）

変更後：地域医療

（富山西総合病院、不二越病院、前川クリニック、富山市まちなか診療所、富山赤十字訪問看護ステーション、富山まちなか病院）

（令和9年4月1日付で変更）

⑤プログラム番号

変更前：030320606

変更後：030320701（令和9年4月1日付変更）

- （注）
- 1 病院名及び開設者の氏名を変更した場合には、変更後のもので届け出ること。
  - 2 必要がある場合には、続紙（様式自由）に記載して添付すること。「変更があった事項」が複数ある場合には、続紙（様式自由）に記載して添付すること。
  - 3 「変更の内容」欄には、変更のあった事項に関して、指定申請書に記載した内容について変更前と変更後を区別して記入すること。
  - 4 氏名については、旧氏（旧姓）の併記も可能であること。その場合は、旧氏（旧姓）を（ ）書きで記入すること。

（記載例：小児科の指導医が甲医師から乙医師に変更となった場合）

変更があった事項 指導医（担当分野：小児科）
変更の内容 変更前：甲医師 変更後：乙医師（15年4月1日付けで変更）

※ 続紙に、乙医師について、臨床研修病院指定申請書の別紙4「指導医等の氏名等」の各項目を記載し、添付すること。